

第4 自然との共生

地球上にはきわめて多くの生物が生息・生育し、人類の生存基盤である多様な生態系を形作っていますが、この「生物の多様性」が人間活動により全世界的に著しく減少することの懸念から、平成5年に生物多様性条約が発効しました。

わが国においても自然生態系は衰弱してきており、たとえば絶滅の恐れのある動植物種は2,663種にも及び、この中にはメダカや秋の七草のキキョウ、フジバカラマなどかつては身近に見られたものも多く含まれています。また、ブラックバスなどの「移入種^{※1}」が日本固有の生態系を大きく破壊しつつあるなど、新たな課題も山積しています。さらに、環境学習の場としての自然環境の重要性も急速に増してきています。

福井県は、自然豊かな県と評される一方、奥山地域のブナ林などの原生的な自然地域がわずかに残るのみであり、また、絶滅危惧種の多くは里地里山地域に生息・生育していますが、このような里地里山も改変が進んだり、林地や溜池・水路の手入れなど伝統的な管理ができなくなりつつあります。

以上のように、自然環境保全の問題は、従来の国立・国定公園などの「奥山」や「景勝地」の保護から「生物多様性保全」「生態系の保全」等全般に行政に課せられた使命が変わってきており、農林水産行政や土木行政等との施策の調整・連携が重要となっていきます。

また、自然と人間の共生を実現するため、次のような基本的な考え方が提唱されており、こうした考え方を「エコシステムアプローチ」^{※2}と呼ばれ、国際的にも合意^{※3}されています。

【エコシステムアプローチ】

- ①生物や生態系のすべては人間にはわかり得ないことを認識し、常に謙虚に、慎重に行動することが基本
- ②生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることを認識し、その構造と機能を維持できる範囲内で自然資源の管理と利用を順応的に行うことが原則。つまり生態系の変化に関するモニタリングを行い、その結果に応じ、自然資源の管理や利用方法の柔軟な見直しを行うことが大切
- ③科学的な知見に基づき県民を含む関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択として自然資源の管理と利用の方向性が決められることが必要

^{※1} 移入種：国外または国内の他の地域から野生鳥獣が持つ移動能力を超えて、本来の自然分布範囲外の地域に、人為の結果として意図的、非意図的に移動・移入された鳥獣

^{※2} エコシステムアプローチ：人間と自然環境の関わり方に関する基本的な姿勢・方針。生物多用性条約において国際的に合意され、国の「新・環境基本計画」や「新・生物多様性国家戦略」でも基本方針とされている。

^{※3} 国際的な合意：平成12年の生物多様性条約締約国会議で合意され、わが国の新・環境基本計画（平成12年策定）や新・生物多様性国家戦略においても基本方針とされている。

■すぐれた自然環境

本県には、国立公園、国定公園、県立自然公園の4か所が自然公園として指定されており、その面積は県土面積の約14.7%を占めています。また、すぐれた天然林や自然環境を維持している区域、貴重な野生動植物の生息地である区域等を自然環境保全地域に指定し、自然環境の保全に努めています。



図3-4-1 福井県の自然公園等

■身近な自然環境

近年、多様な動植物の生息・生育空間として、また、自然観察や環境教育のフィールド等としての価値が認識されるようになってきた里地里山は、それぞれの地域の人々の生活の場として適度に人の手が加わることで維持してきた身近な自然で、多様な動植物の生息・生育する自然環境でもありました。

その里地里山が、近年土地改良や河川改修、宅地開発などにより著しく改変されたことにより、メダカやゲンゴロウなどかつては身近に見られた動植物も著しく減少しています。

■希少野生動植物の状況

絶滅のおそれのある野生動植物の報告書である環境省レッドデータブックには、日本の動植物のうち、植物1,994種、動物669種が絶滅危惧種として掲載され、そのうち本県では動物約70種、植物約80種の生息・生育が確認されています。

絶滅危惧種の中でも最上位（絶滅危惧IA類^{※1}）にランクされているアベサンショウウオが、平成9年にはじめて本県での生息が確認され、最近も新たな生息地が確認されています。アベサンショウウオは從来からの農林業によって維持してきた里地里山を生息域にしているため、今後どのように生息環境を保全していくかが課題となっています。

^{※1} 絶滅危惧種IA類：絶滅の危険性の程度を評価した分類で、危険性の高いものから順に「絶滅危惧IA類」、「絶滅危惧IB類」、「絶滅危惧II類」、「準絶滅危惧」となっている。